

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		保育料の減免
根拠法令及び条項		新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例第6条 (保育料の減免) 第6条 市長は、特に必要と認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		こども未来部保育課入所係
審査基準	審	新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第7条 (保育料の減免申請等) 第7条 条例第6条の規定による保育料の減額又は免除は、納入義務者が次の各号のいずれかに該当する場合に、行うものとする。 (1) 地震、風水害等により著しい損害を被った場合であって、生計の維持が困難と認められるとき。 (2) 生計中心者又は家族が欠け、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合であって、生計の維持が困難と認められるとき。
	査	1 次に該当する場合は、減免しない。 (1) 保育者の収入が減額となったとみなさない場合 これについては、次のような例が考えられる。 ア 父母が離婚し、保育者の所得のみとなったが養育費等が支払われ生活費に困窮することがない場合 イ 保育者が死亡し収入が減額となったが保険料、遺族年金等で生活費に困窮することがない場合 ウ 災害にあったが、保険料等の支払いで生活費に困窮することがない場合 (2) 前年度に非課税世帯の場合 前年度非課税世帯は既に保育料免除のため減免の対象外とする。
	基	(3) 生活保護世帯の場合 生活保護世帯は既に保育料免除のため減免の対象外とする。 2 減額期間 (1) 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第6条第1項第1号及び第2号については、地方税法の取扱いに準ずる。 (2) 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第6条第1項第3号については、申請のあった月とする。
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	
	基準 (未設定の場合はその理由)	

	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成11年7月1日設定(令和4年10月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (未 設 定 の 場 合 は そ の 理 由)	未設定 申請書類の件数や内容によって、審査にかかる時間が異なるため
	設 定 等 年 月 日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)